

○地方公務員災害補償基金財務諸表等の作成及び公開に関する規程

（平成十一年三月十七日
地基規程第八号）
第一次改正 平成十五年九月二十四日地基規程第七号

第一条 地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）における財務諸表等の作成及び公開については、地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金業務規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 基金は、毎事業年度末日現在における次の事項を記載した業務報告書を作成するものとする。

- 一 基金の概要に関する次に掲げる事項
- イ 業務内容
- ロ 本部及び支部の事務所の所在地
- ハ 役員の人数、氏名、役職、任期及び経歴
- ニ 職員数
- ホ 沿革
- ヘ 設立に係る根拠法の名称
- ト 主務大臣
- チ 審議等機関の名称及び業務内容並びにその構成員の氏名

二 当該事業年度の業務の実施状況

三 対処すべき課題

四 その他必要と認められる事項

第三条 基金は、地方公務員災害補償法第十八条第二項の規定に基づく貸借対照表及び損益計算書、同項の監事の意見を記載した書面、地方公務員災害補償基金業務規程第四十六条第二項の規定に基づく決算附属明細書及び前条の業務報告書を本部及び支部に備えて置き、五年間、一般の閲覧に供するものとする。（第一次改正・一部）

第四条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成十一年四月一日から施行し、平成十年度の決算に係るものから適用する。

附則（平成十五年九月二十四日地基規程第七号）

この規程は、平成十五年十月一日から施行し、平成十五年度の決算に係るものから適用する。